

給与の特例に関する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 22 号

給与の特例に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 48 号。以下「条例」という。）附則第 19 項及び第 20 項の規定に基づき、給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象職員から除く知事が定める職員)

第 2 条 条例附則第 19 項の表の職員の欄の知事が定める職員は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める職員とする。

(1) 教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員 給料の特別調整額に関する規則(昭和 35 年岩手県人事委員会規則第 16 号。以下「特別調整額規則」という。)の規定による給料の特別調整額の区分が 2 種の職を占める職員以外の職員

(2) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 条例第 26 条第 1 項の規定により給料の特別調整額の支給を受ける職員のうち特別調整額規則の規定による給料の特別調整額の区分が 6 種の職を占める職員又は給料の特別調整額の支給を受けない職員

(行政職給料表 8 級の職員に相当するもの)

第 3 条 条例附則第 20 項第 2 号の知事が定める職員は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める職員とする。

(1) 公安職給料表の適用を受ける職員 その職務の級が 9 級である職員

(2) 教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員 その職務の級が 4 級である職員で条例第 38 条第 5 項に規定する職制上の段階、職務の級等を考慮して定められる割合(以下「加算割合」という。)が 100 分の 20 である職員のうち、特別調整額規則の規定による給料の特別調整額の区分が 2 種の職を占める職員

(3) 研究職給料表の適用を受ける職員 その職務の級が 5 級である職員のうち加算割合が 100 分の 20 である職員

(4) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 その職務の級が 3 級又は 4 級である職員のうち加算割合が 100 分の 20 である職員

(5) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員 その職務の級が 7 級である職員のうち加算割合が 100 分の 20 である職員

(行政職給料表 6 級又は 7 級である職員から除く職員等)

第 4 条 条例附則第 20 項第 3 号の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級又は 7 級であるものから除く職員として知事が定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 条例第 5 条第 3 項に規定する職務の級の分類において 6 級にのみ分類される職務にある職員

(2) 県立学校の事務長で特別調整額規則の規定による給料の特別調整額の区分が 6 種の職を占めるもの

2 条例附則第 20 項第 3 号の行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして知事が定める職員は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める職員とする。

(1) 公安職給料表の適用を受ける職員 その職務の級が 7 級又は 8 級である職員

(2) 教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員 その職務の級が 4 級である職員のうち前条第 2 号に定める職員以外の職員

(3) 研究職給料表の適用を受ける職員 その職務の級が 4 級又は 5 級である職員のうち前条第 3 号に定める職員以外の職員

(4) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 その職務の級が 3 級又は 4 級である職員のうち、前条第 4 号に定める職員以外の職員(特別調整額規則の規定による給料の特別調整額の区分が 6 種の職を占める職員を除く。)

(5) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員 その職務の級が 6 級又は 7 級である職員のうち前条第 5 号に定める職員以外

の職員

(6) 医療職給料表(3)の適用を受ける職員 その職務の級が6級である職員のうち加算割合が100分の15である職員

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 給料の特別調整額の特例に関する規則（平成17年岩手県規則第14号）は、廃止する。